

## 上田市使用料算定に係る受益者負担のあり方に関する基本方針（素案） 概要

### 1. 趣旨・目的

- ・ 市の公の施設の維持やサービスの提供に係るコストには、一部を使用料として利用者に負担いただいているが、その多くは税金で賄われている。
- ・ これまで、公共施設の使用料は、市内又は他自治体の類似施設の料金を参考に設定し、施設設置時から使用料の見直しが行われないうまま長年据え置かれてきた施設が多くを占めており、市の統一された使用料算定の基本的な考え方、方法、改定の時期などが定められていない。
- ・ 公の施設の使用料の減免は、施設利用の促進、利便性の向上や設置目的の達成にもつながる一方で、減免の適用理由の拡大解釈や画一的な適用により、受益者が固定・拡大化し、利用者間の公平性を損なっている状況。
- ・ 基本方針に基づき、受益と負担のあり方の視点から使用料及び減免について全庁的な見直しを行うもの。

### 2. 基本的な考え方

- (ア) 負担の公平性の確保
- (イ) 算定方法の明確化
- (ウ) 受益者負担割合の設定
- (エ) 効果的・効率的な施設運営
- (オ) 定期的な見直し

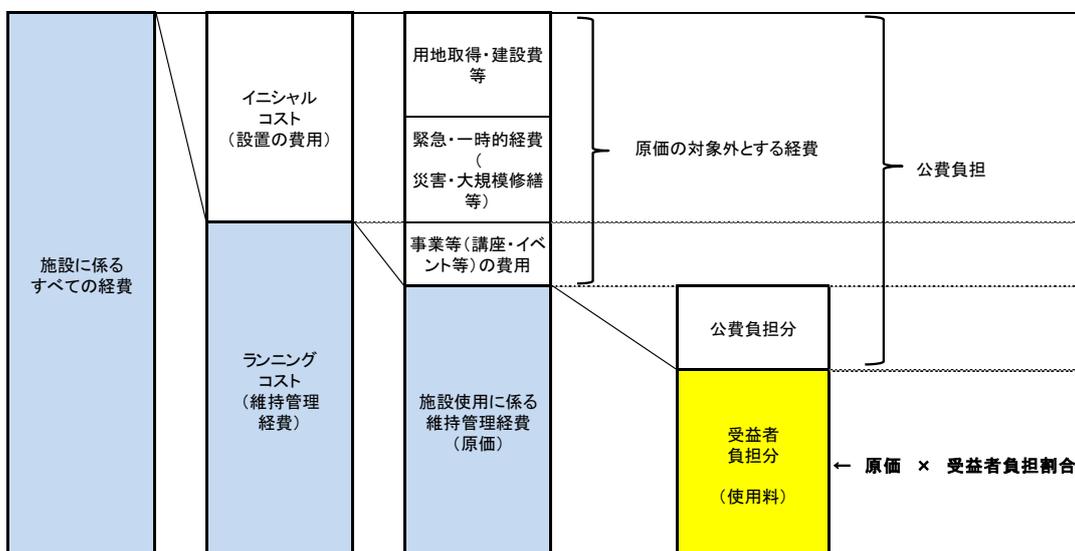
### 3. 概要

#### (ア) 使用料・利用料金

- ① 施設の維持管理・運営や事務処理に係る人件費や物件費等の経費から統一的な方式で算定した金額を受益者が負担すべき「総コスト（原価）」とし、提供するサービスの性質に分類した負担率である「受益者負担割合」を乗じて得た金額を使用料・利用料金の目安として改定する。

$$\text{使用料・利用料金の目安} = \text{総コスト（原価）} \times \text{受益者負担割合}$$

使用料算定のイメージ



### 施設の性質的負担割合

		必需性	
		高い(必需的)	低い(選択的)
公共性	高い(公共的)	<p><b>【A】</b></p> <p>市費負担 100%</p> <p>受益者負担 0%</p> <p>庁舎 小中学校 図書館 保育園 道路 公園 等</p>	<p><b>【B】</b></p> <p>市費負担 50%</p> <p>受益者負担 50%</p> <p>老人福祉センター 公民館 文化会館 スポーツ施設 等</p>
	低い(市場的)	<p><b>【C】</b></p> <p>市費負担 50%</p> <p>受益者負担 50%</p> <p>市営住宅 児童館・学童保育所 等</p>	<p><b>【D】</b></p> <p>市費負担 0% (20~25%)</p> <p>受益者負担 100% (80~75%)</p> <p>駐車場・駐輪場 温泉施設 夜間照明施設 冷暖房設備 会議室 等</p>

- ② 空調・照明・附属器具等に要する経費は、使用料等の算定コストに含まれるため原則設定しない。
- ③ 利用者の急激な負担増（減）が生じる場合は、改定前の1.3倍を限度とし、4年ごとに見直す。

#### (イ)減免

施設利用に係る減額・免除（減免）について、各施設で異なっている基準を統一するとともに、運用を明確化する。

#### 減免基準

区分	利用団体・利用内容	減免の内容	備考
1	市（市教育委員会・市が設置する附属機関等含む）及び市議会が主催・共催、委託する事業	100% 免除	後援・協賛は減免の対象外
2	公共団体（県・広域連合等）が主催・共催、委託する事業	100% 免除	国が市の施設等を利用するときは、地方財政法第24条の規定により、原則使用料を徴収することとなっている
3	管理運営団体（指定管理者）が、その管理する施設を利用する場合	100% 免除	管理運営団体（指定管理者）が公共的な目的で利用する場合に限る

区分	利用団体・利用内容	減免の内容	備考
4	市内幼稚園、保育所、小中学校、特別支援学校及び学校加盟団体（体育・文化連盟）の活動（公立・私立を問わない）	100% 免除	幼児・児童・生徒等を対象に教育・保育活動（授業、行事、部活動の一環）として使用を行うための利用に限る
	上記以外の学校で学校教育法（昭和32年法律第26号）に規定する学校及びこれに準ずる学校、学校加盟団体（体育・文化連盟）の活動（公立・私立を問わない）	50% 減額	
5	市内に所在する公共的団体等 <sup>※1</sup> が公益的な活動 <sup>※2</sup> をする場合	100% 免除	
	上記以外の活動	50%減額	
6	その他市長が必要と認める場合	減額 又は免除	

※1「公共的団体等」

「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、法人でなくてもよい。

※2「公益的な活動」

個人の利益（私益）や特定のグループだけの利益（共益）ではなく、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの（上田市自治基本条例逐条解説）で、政治や宗教、公序良俗に反する活動を除きます。

ただし、「公益的な活動」は、将来のまちづくりの重要な役割であることから限定的に捉えるべきではなく、多様な市民の活動を公益的な活動としてより幅広く捉えるものとします。

#### 4. 料金算定の考え方

会議室・ホール等：1室（区画）あたりのコストから使用料・利用料金を算定

- $$\begin{aligned} \text{① } 1\text{m}^2\text{あたりの時間コスト} &= \text{総コスト} \div \text{貸出総面積} \div \text{年間開館時間} \\ \text{② } 1\text{室(区画)あたりのコスト} &= \text{①} \times \text{貸出面積(室面積)} \times \text{貸出設定時間} \\ \text{③ } \underline{1\text{室(区画)あたりの使用料}} &= \text{②} \times \text{受益者負担割合} \end{aligned}$$

博物館・プール等：「1人当たりのコスト」から使用料・利用料金を算定

- $$\begin{aligned} \text{① } 1\text{人当たりのコスト} &= \text{総コスト} \div \text{年間利用者(受益者)数} \\ \text{② } \underline{1\text{人当たりの使用料}} &= \text{①} \times \text{受益者負担割合} \end{aligned}$$

#### 5. 想定スケジュール

- ・令和2年2月 行財政改革推進委員会に意見聴取
- ・令和2年度 市方針決定（部長会議）、次期行革大綱策定
- ・令和3年度～ 料金改定案の作成準備（各施設）・説明等
- ・令和●年度 料金改定（以後4年ごとに見直し）